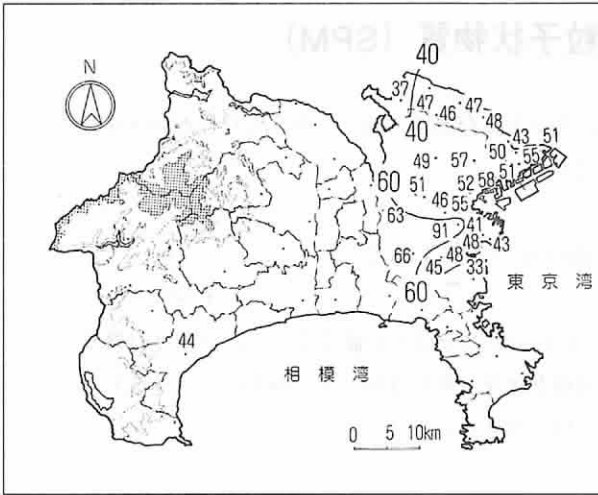


第6節 浮遊粒子状物質 (SPM)

- 浮遊粒子状物質** 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子の総称である。
- 発生源** SPMの発生源は、前節のSPと同じである。
- 環境濃度** 県内のSPM濃度は、年平均値の全局平均値で見ると、56年度以降低下する傾向にあるが、環境基準を長期的評価（P. 68参照）で達成した測定局は、35測定局中2局にすぎない。
- 測定方法** 光散乱法、圧電天びん法及びベータ線吸収法のいずれかによる。
光散乱法：粉じんを含む試料大気に光を照射すると、光が粉じんにより散乱されることを利用した測定方法。
なお、光散乱法は相対濃度を測定するものであるため、SPM濃度を求めるには、昭和47年6月1日付け環大企第88号に基づいて、重量濃度へ換算する必要がある。
圧電天びん法：水晶振動子上に付着する粒子状物質の質量の増加によって、振動周波数が変化することを利用した測定方法。
ベータ線吸収法：ろ紙上に捕集した粒子状物質の重量の増加によって、ベータ線の吸収量が増加することを利用した測定方法。

6.1 SPM 濃度の地域分布 (年平均値)

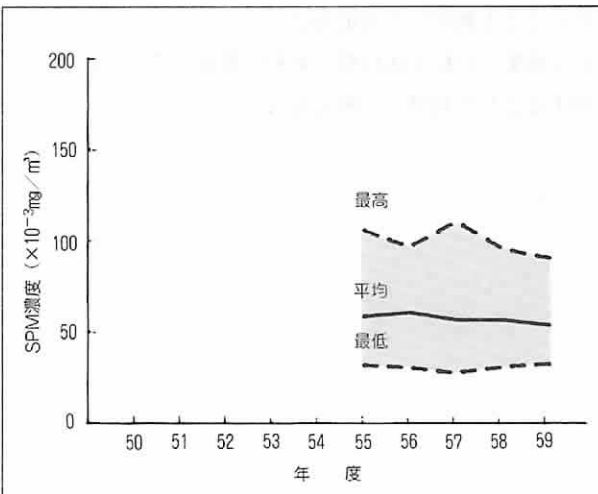
(59年度)



← SPM 濃度が比較的高いのは、川崎市の臨海部及び横浜市の北東部から横浜市の南西部にかけてである。
一方、川崎市の西部や横浜市の南東部では濃度が低くなっている。

数値は、一般環境大気測定局における SPM の年間測定時間数が 6,000 時間以上ある測定局 (有効測定局) の年平均値を示す。

6.2 SPM 濃度の推移 (年平均値)



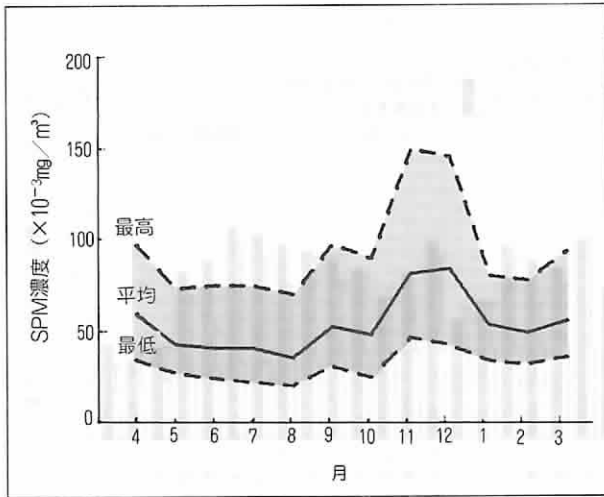
← SPM 濃度は、全局平均値で見ると、55年度以降横ばいの傾向にあったが、59年度は若干低下している。

図は、SPM の年間測定時間数が 6,000 時間以上ある測定局 (有効測定局) の年平均値から年度ごとに求めた、全局の平均値、最高値、最低値を示す。

年 度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
全国平均値(mg/m ³)						0.059	0.061	0.057	0.057	0.054
有効測定局数						21	22	34	35	35

6.3 SPM 濃度の推移 (月平均値)

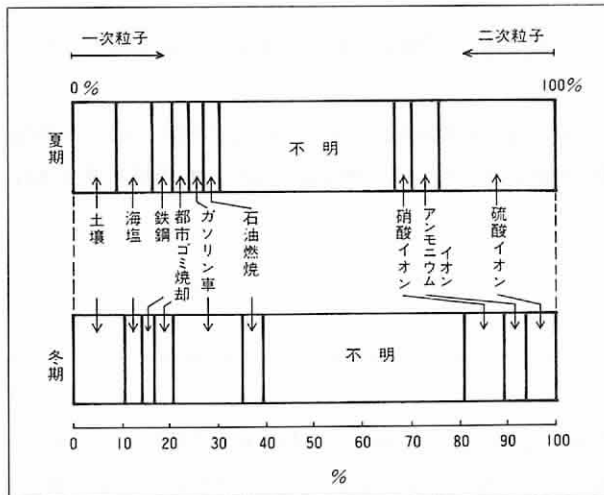
(59年度)



← SPM 濃度は、全局平均値でみると、11月と12月がとりわけ高くなっている。

図は、SPM 濃度の局別月平均値から月ごとに求めた、全局の平均値、最高値、最低値を示す。

参考 6-1 SPM の組成



(資料：神奈川県臨海地区大気汚染調査報告書)

図は、大気中の SPM 粒子の構成割合を示す。

一次粒子の調査対象発生源は、指標元素の組成が明らかな土壌、海塩、鉄鋼工業、焼却炉、石油燃焼及びガソリン車である。寄与率の推定は、SPM の化学組成 (指標元素：Na, Al, K, Sc, V, Mn, Pb, Ca, Fe, In, Br) を指標としたケミカルマスバランス (CMB) 法を用いている。

また、二次粒子は、 SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 NH_4^+ の 3 成分が調査対象である。

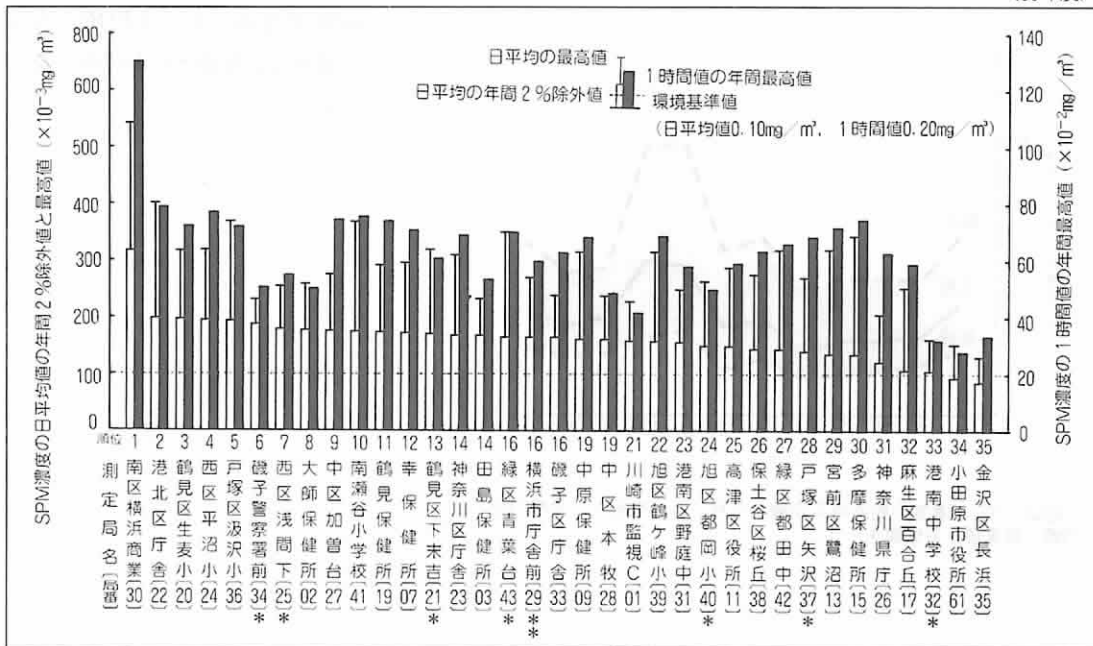
調査地点は、横浜市、川崎市、横須賀市内の主要な 11 地点であり、データは全局平均値である。

← 土壌等の 6 つの発生源からの一次粒子が SPM の中に占める割合は、夏期の約 3 割に比べて冬期が約 4 割と高くなっている。その中でも、ガソリン車からの一次粒子は、特にその比率が高い。

一方、 SO_4^{2-} 等の 3 つの二次粒子は、冬期の約 2 割に比べ夏期が約 3 割と高くなっている。

6.4 SPM 濃度の測定局別順位 (日平均値の年間2%除外値)

(59年度)



測定局の順位は、日平均値の年間2%除外値による。また、順位の○印は、自動車排出ガス測定局を示す。

↑ 日平均値の年間2%除外値及び最高値並びに1時間値の年間最高値のいずれもが最も高かったのは、一般環境大気測定局の南区横浜商業〔30〕である。

環境基準の達成状況を見ると、長期的評価では2局（金沢区長浜〔35〕、小田原市役所〔61〕）が環境基準を達成しているにすぎない。また、短期的評価では、すべての測定局（35局）が環境基準を達成していない。

SPM の環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値（例えば年間365日分の測定値がある場合は高い方から7日分を除いた8日目の1日平均値）が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えず、かつ、年間を通して1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しない場合を環境基準に適合するものとしている。

SPM の環境基準の短期的評価

日平均値がすべての有効測定日数で $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下である場合を環境基準に適合するものとしている。